

「生涯健康県おおいた21推進協力店」普及推進事業実施要領

1 目的

県民健康づくり計画である「第二次生涯健康県おおいた21」を実現するためには、多くの県民が健康づくりの必要性を自覚するとともに、県民の健康づくりを支援する食の環境整備を図ることが重要である。

このため、県民の食生活に関連の深い飲食店等の各種関係団体と計画の趣旨を共有し、賛同して健康づくりに取り組む店舗等を「生涯健康県おおいた21推進協力店」（以下、「食の健康応援団」とする。）として認定する。

そこで、減塩や野菜摂取の取り組み、適切な健康情報を提供している飲食店等の認定に取り組むことにより、食の環境整備を促進する。

2 実施主体

大分県・生涯健康県おおいた21推進協議会

3 対象

- (1) 一般飲食店
- (2) 弁当・総菜店
- (3) 百貨店・スーパーマーケット
- (4) コンビニエンスストア
- (5) ホテル・旅館・仕出し店等

4 事業内容

(1) 「食の健康応援団」の推進

県民の食に関する健康づくりを支援するために、計画の趣旨に賛同し、次の取り組みを推進する飲食店等に対し、「食の健康応援団」の登録証等を配布するとともに認定された店舗等について大分県のホームページに掲載する。

登録には、アを必須とし、それに加えてイ～エのいずれかの取り組みを行っていることを必要とする。

なお、登録証には、イ～エの取組状況に合わせて星を付ける。

1) 健康三つ星店 ☆☆☆

【イ・ウ・エの全てを満たしている】

2) 健康二つ星店 ☆☆

【イ・ウ・エのいずれか2つを満たしている】

3) 健康一つ星店 ☆

【イ・ウ・エのいずれか1つを満たしている】

ア 健康づくり情報発信の取り組み【必須】

- ・ 店内で正しい健康情報を発信している

イ エネルギーひかえめの取り組み

- ・ 定食等で、1食当たりのエネルギー量が700kcal以下のものがある

ウ もっと野菜の取り組み

- ① 定食等で、1食当たりの野菜の使用量が150g以上のものがある
- ② 副菜等の単品料理で、野菜の使用量が80g以上のものがある

エ うま塩メニューの取り組み

- ・ 定食等で、1食当たりの食塩相当量が3g未満のものがある

(2) 県民等に対する普及啓発

(3) 事業の継続支援・評価

県・協議会は「食の健康応援団」に対し定期的に最新の情報を提供するほか、適宜事業評価を行う。

5 実施手順

(1) 募集

県・協議会及び保健所は、関係団体への働きかけや各種講習会等を通じて「食の健康応援団」を広く募集する。

(2) 申請

本事業に賛同した店舗等は、申込書を管轄保健所に提出する。

(3) 相談・調整

申し込みのあった店舗等の相談・調整は保健所において行う。

(4) チェック・進達

保健所は申請内容が適切に実施されているかを確認し、県・協議会へ進達する。

(5) 登録・交付

県・協議会は、登録証等を管轄保健所を経由して店舗等へ交付する。

(6) 登録後の支援

県・協議会及び保健所は、「食の健康応援団」の取組内容の確認や支援を定期的に行う。

6 その他

(1) 登録の有効期間は、初回は登録年度を含めて4年度間とし、更新を妨げない。登録を更新した場合の有効期間は3年度間とする。

(2) 令和2年3月31日までに発行した「健康応援団登録証」は次回更新時に、また、「うま塩メニュー提供店認定証」は令和5年度までに、順次「食の健康応援団登録証」へ移行する。

(3) この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。